

我孫子市告示第216号

平成29年我孫子市告示第268号（平成30年度における労務報酬下限額の決定）の一部を次のように改正する。

平成30年9月10日

我孫子市長 星野 順一郎

1 改正内容

2 我孫子市公契約条例第7条第1項第2号により定める額の表中「869円」を「895円」に改める。

2 適用年月日

平成30年10月1日